

インタラクティブ東京組織委員会規程

2008年 4月 1日制定

2014年 5月16日改訂

(目的)

第1条 インタラクティブ東京組織委員会は、企画委員会規程に基づき、学会定款第5条（1）の学術研究事業のうち、インタラクティブ東京の企画、組織、及びその運営を行う。

(構成)

第2条 インタラクティブ東京組織委員会は委員長、副委員長、幹事及び委員15名程度により構成する。

第3条 委員長は正会員の中から会長が委嘱する。

第4条 副委員長、幹事、委員は委員長の推薦により正会員の中から会長が委嘱する。

第5条 委員長、副委員長、幹事、委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第6条 委員長は委員会の目的を達成するために活動を統括管理する。

第7条 副委員長は委員長の補佐を行う。

第8条 委員長がやむを得ない事情により職務に就けない場合は、委員長の指名する副委員長、幹事、委員がこれを代行する。

第9条 幹事は委員長を補佐し、インタラクティブ東京組織委員会の事務を取扱い、運営の円滑化を図る。

(業務)

第10条 インタラクティブ東京組織委員会は、インタラクティブ技術を活かした作品の展示発表会の企画・運営を、学会事務局と連携・協力して行う。

(運営)

第11条 インタラクティブ東京組織委員会は、委員長が必要と認めた場合、随時開催する。

第12条 インタラクティブ東京組織委員会は、電子メールを用いて行うこともできる。

(附則)

- 1 本規程に関し疑義が生じた場合は速やかに理事会に諮り、その決定に従う。
- 2 本規程は2008年4月1日より実施する。
- 3 本規程を変更する場合は、理事会の議決を経る。